

第 31 回草津市農業委員会総会
会 議 録

平成 29 年 1 月 10 日

第 31 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成29年1月10日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報第 1 号
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 3 報第 2 号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について（報告）
- 第 4 議第 1 号
農地地目変更届出につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 5 議第 2 号
農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議第 3 号
農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議第 4 号
農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議第 5 号
農地買受適格証明書交付につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 9 議第 6 号
農業委員会等に関する法律の改正に伴う関連規程等の整備につき、
議決を求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

1. 会議に出席した委員

1 番	奥村 良三	2 番	宇野 敬造	3 番	杉江 善春
4 番	福井 義隆	5 番	芝田 敏夫	6 番	田村 捨要
7 番	池田 俊清	8 番	岸本 勇喜雄	9 番	山岡 康一
10 番	古川 孝夫	11 番	西村 保	12 番	我孫子 利和
13 番	山本 英裕	14 番	今村 俊二	15 番	野添 照男
16 番	三上 正豊	17 番	片岡 源一郎	18 番	田中 定一
19 番	今井 孝三	20 番	藤田 繁一	21 番	宇野 嘉子
22 番	奥井 晴喜	23 番	中村 繁樹	24 番	田中 治嗣
25 番	横江 政則	26 番	奥村 次一		

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

事務局長	村井 治夫	参事	田中 好紀	主査	武村 順子
------	-------	----	-------	----	-------

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。
本日、欠席委員はおられませんので、総会は成立しておりますことを御報告
します。
また、傍聴人はおられませんので御報告します。
なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現
で説明等を行いますので、御了承願います。
また、委員の皆様が御説明いただくときも同様をお願いします。
それでは、農業委員憲章の唱和をお願いします。

(農業委員憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。
それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 皆さん、あけましておめでとうございます。
今年は酉年でございます。正月三が日は本当に良い天気が続きまして、こ
のような良い天気が 1 年続いて作物がたくさん取れるよう祈っている次第で
ございます。
ただいまから、第 31 回 草津市農業委員会総会を開会します。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりで
ありますので、これを御了承願います。
本日の日程に入ります前に、前回に保留となっておりました事項について、
事務局より説明をお願いします。

事務局 前回、平成 28 年 12 月 12 日の第 30 回草津市農業委員会総会にて御指
摘をいただいております、議案番号 156 番について説明をさせていただきます。
議案の内容につきましては、土地の所有者が賃貸借の一時転用の露天資材
置場の案件でございます。
位置図ならびに土地利用計画図につきましては、訂正したものを御手元に
御配りさせていただいておりますので御査収いただきたいと思います。位置
図は赤字で訂正をさせていただいております。土地利用計画図は南北が間違
っておりましたので修正しております。
前回、御指摘をいただきましたのは、土地の所有者が利用権設定をされて
おり、第三者に賃貸借することは二重契約にならないかということでござい
ました。土地の所有者につきましては、利用権設定していたにも関わらず、
借り人との民法上の土地の賃貸借契約を結んでおり、その取り扱いにつつま

して、滋賀県ならびに滋賀県農業会議に確認をし、利用権設定の合意解約の手続きを行いました。露天資材置場の工期につきましては、平成29年2月末日となっておりますので、改めて平成29年5月の利用権設定の再設定の手続きを行うよう指導いたしました。今回の件につきましては、申請者、市とも反省をし、農業委員会との連絡を密にし、担当課におきましてはチェック体制を十分に強化していくとのことでした。以上でございます。

会長 前回の御質問のあった事柄について、訂正を含め説明をさせていただきました。御発言のある方は挙手をお願いします。

(意見なし)

会長 前回のことを訂正して、事務局が説明したとおり手続きを執り行ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

議席番号 8 番 岸本 勇喜雄 委員

議席番号 19 番 今井 孝三 委員

以上の兩人を指名いたします。

会長 次に、日程第2 報第1号農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、受付番号158番、159番、161番、163番および164番の各案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。この届出は、市街化区域内の農地を自己使用目的により転用されようとするものです。

今月の農地法第4条の届出は5件です。議案書2ページを御覧ください。

158番は、届出人が戸建て賃貸住宅建築のため、東草津一丁目地先の田、786㎡を転用されようとするものです。計画では2階建て賃貸住宅5棟を建築されます。敷地周囲には擁壁を施し、雨水排水については会所枡を設置し、道路側溝に放流し、雑排水については公共下水道に接続されます。

周囲は、道路ならびに届出人所有地と宅地であり、隣地承諾を得なければ

ならない農地はございません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の、届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、12月16日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

159番は、158番の同じ届出人が農業用倉庫建築のため、同じく東草津一丁目地先の登記地目田、現況宅地の460㎡を転用されようとするものです。当該届出地については、先の158番の計画時に、届出人が相続した以前から農業用倉庫が建っていたことにより、今回分筆登記を行ったものであります。このことにより顛末書の提出がございました。今回は、無断転用されていたものを是正するための届出であり、手を加えることはされません。周囲は、道路ならびに届出人所有地と宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の、届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、12月16日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

161番は、届出人が、農業用倉庫建築のため、下笠町地先の畑596㎡の内170㎡を転用されようとするものです。

届出地は農振農用地であります。外に適当な土地がないことにより、農業用施設建築ということで草津農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更(軽微変更)の許可を得て2アール未満であることから届出のあったものです。

計画では土間を打ち、75㎡の農業用倉庫を建築されます。雨水については、隣接の用悪水路に放流する計画となっております。

周囲は、道路ならびに届出人所有地と畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

本議案については、市街化区域内にある農地の転用届けに準じて、農地法第4条1項により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとしこの届出につきましては、12月16日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

163番は、届出人が埋蔵文化財発掘調査のため、追分二丁目地先の田、756㎡を転用されようとするものです。

届出人は、届出地に共同住宅建設を計画したところ、文化財が埋蔵されている可能性があることから発掘調査のために一時転用の届出があったものです。

周囲は、道路ならびに宅地と田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の、届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとし、この届出につきましては、12月27日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

164番は、届出人が農業用倉庫建築のため、下笠町地先の畑846㎡の内180㎡を転用されようとするものです。

届出地は農振農用地であります。外に適当な土地がないことにより、農業用施設建築ということで草津農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更(軽微変更)の許可を得て2アール未満であることから届出のあったものです。

計画では、約50cmの盛土を行い47㎡の既製品の倉庫を設置されます。

雨水については、勾配を取り届出人の農地に流れるようにされます。

周囲は、道路ならびに届出人所有地と畑であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

本議案については、市街化区域内にある農地の転用届けに準じて、農地法第4条1項により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については、問題ないものとしこの届出につきましては、12月27日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。
 発言のある方は挙手をお願いします。

●●番 161番と164番は「○○㎡のうち○○㎡」を転用するというので届
●● 出がされているのですが、登記の変更はされないのですか。

事務局 転用目的が農業用倉庫で、簡易な建築物が建つのですが、一部転用につき
 ましては登記地目を変更することができませんので、倉庫が建っても登記地

目は畑のままです。

●●番 登記の地目は農地だけど現況は宅地で、固定資産税は現況でかけるから宅
●● 地になるのですか。

事務局 税金につきましては、農業用施設宅田となってきますので、通常の宅地よ
りは安くなります。

事務局 4条の場合は自己転用となりますので、登記を前提としないことがあります。
5条の場合は所有権移転が伴いますので、登記をしようとするとな面積を
確定する必要がございますので、筆の一部を転用することは発生しません。
あくまでも自分の農地の一部に自分の農業用倉庫を建てるためにされる手続
きということでございます。それでも分筆をしていただいた方が完璧なのかも
分かりませんが、分筆をせずに転用することも可能です。

先ほど話に出ました税金のことは、立場上私たちが言うことではないので
すが、分筆をされていなくても税務課サイドでは違う地目として課税をされ
ていくのではないかということですので、便宜上分筆をして違う課税をされ
る可能性はあります。農業用施設用地という課税の内容があるようござい
ますので、宅地よりは安い形での課税になるのではないかということござ
います。申請が農業用倉庫への転用ですので、税務課がそれをどう判断され
るかということでございます。その後、例えば改造されて住むためのものに
された場合は、税務課が定例の見回りの中で課税を変えていかれる可能性は
あります。

●●番 登記簿上は良いのかなとは思いますが、分かりました。ありがとうございます
●● ました。

会長 他にございますか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報第1号の報告を終わります。

次に、日程第3 報第2号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の
受理について、受付番号157番、160番および162番の各案件を議題
とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 つづきまして、報第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に

ついて、説明させていただきます。この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。

今月の農地法第5条の届出は3件です。議案書3ページを御覧ください。

157番は、借人が埋蔵文化財発掘調査のため、貸人が所有する西矢倉二丁目地先の田806㎡を使用貸借にて借受けし、転用されようとするものです。

借人は、届出地に共同住宅建設を計画したところ、文化財が埋蔵されている可能性があることから発掘調査のために一時転用の届出があったものです。

周囲は、道路、水路ならびに宅地と田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、12月2日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

160番は、譲受人が分譲宅地とするため、譲渡人が所有する渋川二丁目地先の田1,295㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は宅地建物取引業を営んでおり分譲宅地の事業を計画したところ、宅地化が進み交通が至便である届出地を譲り受けできることになり、届出に至ったとのことです。

計画では、既存住宅を取り壊して今回転用する土地を含め10筆で3,893.99㎡の敷地において17区画の分譲宅地と公園用地を造成される計画であります。

周囲には重力式擁壁ならび側溝を施し、土砂流出を防止し、雨水排水は道路側溝に放流し、雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は道路ならびに宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

また、届出地の現況は譲渡人が相続する以前から駐車場となっていることから経過書の提出があります。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、この届出につきましては、

都市計画法第29条に該当しており、開発調整課が許可されました12月16日付け同時許可案件であり、専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

162番は、借人が専用住宅建築のため、貸人が所有する矢橋町地先の登記地目田、現況畑の467㎡の内330.96㎡を使用貸借にて借受け、転用されようとするものです。

計画では鉄骨2階建ての住宅を建築されます。雨水排水は道路側溝に放流し、雑排水および汚水排水はパイプを入れ公共下水道に接続する計画となっております。

周囲は、道路ならびに宅地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

本議案については、市街化区域内にあることから、農地法第5条1項6号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第4の6の(5)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、12月27日付けにて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上です。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

●番 162番ですが、万が一苦情があった場合は地主に言えば良いのですか。

●●

事務局 所有権移転ではなくて使用貸借、無料での貸し借りなので登記簿は変わりません。1筆の中に330.96㎡という土地があって、その分だけ無料で使わせてもらって専用住宅を建てるということでございますので、その建物が起因して、例えば隣の農地に影ができるという話になれば施工者とのお話になってくる可能性もあります。具体的にどのような苦情が出るかは今の段階では想定はできないのですが、内容によっては全く所有者が責任を免れるということはないのではないかと思います。

●●番 貸人と借人の間はどういうことになっているのですか。ずっと居住されると思うのですが、関係が身内でもややこしいことになってくるから、きちんと分筆をさせるべきではないのですか。地目がそのまま農地のままだということはおかしいと思います。農業委員会はそれで通るのですか。

事務局 登記というのはあくまでも土地の持ち主が自分の意志をもってするので、

それを強制的に変えよという権限は法務局にもございません。課税については現状に合う形でされます。この案件についても税務課に情報提供しますので、それで現場を見に行って、課税上のために分割をして宅地にするという作業はされるということでございます。転用された農地について、家や工場が建っていたとしても、登記地目が田畑で残っている筆はたくさんございます。そこで、過去に農転が下りているかという証明を出すか、あるいは過去の許可書の写しを持って法務局に行かれると、地目を変えてもらえる可能性はあります。登記地目が田のままで、現況が宅地であることに関して、無償で職権をもって地目を変えるということは致しません。現況に合うように地目を変えてくださいという強制力はございませんので、農地の地目のままでいる可能性もあります。

●●番
●● 地目変更せずに代替わりしたら困りませんか。地目変更するように指導したほうが良いと思うのですが。分筆してから農地転用して宅地に変えてください。止むを得ない場合は部分転用も可能だけど、という正しい指導はしているのですか。

事務局 それは当然させていただいています。

●●番
●● 指導していただいているなら結構です。

●●番
●● 地目変更していないということは、草津用水の決済もしていないのですか。また、5反要件にこの農地はカウントされるのですか。

事務局 5反要件は現状の課税状態を見て判断しますので、農地転用を受けて宅地や雑種地状態に変わった時点で農家台帳からは落ちますので、それは5反要件には入りません。

用水の決済は、申請までに済ませていただいています。

●番
●● ここはアパートに入っているという感覚ですか。

事務局 借地に家を建てているということなので、土地の所有者はAさんで、建物の名義はBさんです。借地で、これは使用貸借なので無料の貸し借りです。親子、孫、親族ということでないと、通常、使用貸借はあまり考えられませ

んし、税務署関係でも他人に土地を無償で貸すことはあまり認められない話です。

●番
●● 親戚かな。長期の借地なので、譲受人と譲渡人に繋がりがあるのかもしれないですね。

会長 他に御意見・御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言がないようですので、報第2号の報告を終わります。

次に、日程第4 議第1号農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号165番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、議第1号について説明させていただきます。議案書4ページを御覧ください。

議第1号 農地地目変更届出について、この届出は田から畑へ、地目を変更されようとするものです。今月の農地地目変更届出は1件です。

165番につきましては、届出人が野路四丁目地先の田、1筆、301㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

現地は、分譲住宅の開発により整備される宅地の隣接地です。分譲住宅の開発がされますことから、住宅地との段差もでき、田として耕作していくことより畑として利用していき季節野菜等を栽培したいとのことで今回地目変更をされるものです。

届出地の周囲は、田および届出人所有の農地であり、隣接農地の所有者からは承諾を受けておられます。

農地地目変更届出について、添付書類等も確認いたしましたが、不備等なく考えますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号165番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番 今、説明がございましたように、譲受人は農業をやっていくという意志の

●●もと、開発のところから農地を残されたということで、別段問題はありません。

会長 それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長 ないようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第1号 受付番号165番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第1号 農地地目変更届出につき、議決を求めることについて、受付番号165番の案件は原案のとおり決定いたしました。
次に、日程第5 議第2号農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号166番および167番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、議第2号について説明させていただきます。議案書5ページを御覧ください。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、この申請は農地の権利移動にかかる申請です。今月の3条の許可申請は2件です。

166番の案件は、譲受人は譲渡人が所有する下笠町地先の田、9筆、12,991㎡を贈与にて取得されようとするものであります。

譲渡人と譲受人は親子関係であり、後継者に農業を引き継ぐために贈与にて譲渡されようとするものです。

譲受人の耕作面積は14,072㎡でありますので、下限面積の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件についてですが、現在の所有する農地についても家族で耕作に携わっておられ、取得後においても耕作を行うことができると認められることから、該当はしないと判断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、贈与後においても耕作に従事でき

ると認められることから、該当はしないと判断しております。

7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しました。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

次に167番は、譲受人は譲渡人が所有する野路東五丁目地先の畑、4筆、1,250㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人と譲渡人は親戚関係であり、譲渡人の両親が不慮の事故により農地を相続することとなり自ら耕作できないため譲受人が畑として季節野菜の栽培をされようとするものです。

なお、耕作面積は6,482㎡であり、下限面積の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件については、現在の農地についても耕作されており、引き続き耕作を行うことができることと認められることから、該当はしないと判断しております。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、引き続き耕作に従事できると認められることから、該当はしないと判断しております。

7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められることから、該当はしないと判断しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

以上2件、添付書類や要件等についても確認いたしましたが、特に不備等もなく、御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号166番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員お願いします。

●●番

先ほど事務局から説明があったとおりでございます。親子関係であり、息子さんも農作業に従事されているということをよく見受けられており、特に

●●

問題はないかと思えます。よろしくお願ひします。

会長 受付番号167番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願ひ
します。

●番 167番の案件につきましては、事務局から御説明がありましたとおりで
●● ございまして、遺産相続で農地を受けられたものの、耕作できないので縁戚
関係の方が取得されたということになります。別段何も問題はございません。
よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。
これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方
は挙手願ひします。

(質問・意見なし)

会長 ないようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。
ただいま議題となっております議第2号 受付番号166番および167
番の各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。
よって、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可につき、議決を
求めることについて、受付番号166番および167番の各案件は原案のと
おり決定いたしました。

次に、日程第6 議第3号農地法第4条第1項の規定による許可につき、
議決を求めることについて、受付番号168番から171番までの各案件を
議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願ひます。

事務局 つづきまして、議第3号について、説明させていただきます。議案書6ペ
ージを御覧ください。

議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可、この申請は市街化調整
区域内の地を自己使用目的により転用されようとするものです。今月の農地
法第4条の許可申請は4件です。

168番は、申請人が露天駐車場にするため、北大萱町地先の畑120㎡

を転用されようとするものです。申請人は自宅駐車場では自家用車が増えて手狭になってきたことから自宅に近隣している自己所有地を適地とし、今回の申請に至ったとのことです。

計画での駐車区画数は2区画となっております。現況が畑であることから盛土等の工事は行わないで申請人が整地のみを行うとのことです。雨水排水は隣接している水路に放流する計画となっております。

周囲は、道路ならびに水路と申請人所有地であり、隣地承諾を得なければならぬ農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる費用が発生しないことから事業の目的は果たされるものと判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

169番は、168番と同じ申請人が露天農業用資材置場にするため、北大萱町地先の畑486㎡を転用されようとするものです。

農業用倉庫に農機具を保管しておりますが、飽和状態となり、所有する農地に至近の申請地を適地とし、申請に至ったとのことです。

計画では、市道と高さをあわせる為、約30cm盛土・整地し、農機具、ならびにスコップ、鍬等の農作業道具や肥料などの農業資材を置く予定であり、今現在は、農業用倉庫の建設について未計画であるため、今後、開発調整課ならびに建築課と協議して計画していくとのことです。

周囲は道路、水路および申請者所有の農地であり、隣地承諾を得なければならぬ農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり事業の目的は果たされるものと判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

170番は、申請人が、農業用倉庫建築のため、上寺町地先の田499㎡を転用されようとするものです。申請地は農振農用地であります。外に適当な土地がないことにより、農業用施設建築ということで草津農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更の許可を得て申請のあったものです。

計画ではコンクリートを打ち、金属サイディング張りの農業用倉庫を建築されます。雨水については、西側の用悪水路に放流する計画となっております。

周囲は、道路、用悪水路ならびに田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。申請地は農用地区域内にある農地、いわゆる青地であります。農業用施設等、農用地利用計画で指定された用途として利用されるため、例外許可されるものです。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの残高証明書の提出があり事業の目的は果たされるものと判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

171番は、申請人が自宅への進入路とするため、追分五丁目地先の田、現況通路の177㎡を転用されようとするものです。申請人は、現在まで田の耕作のための通路と併せて、自宅への進入路として当該申請地を利用されてきましたが、後に説明をいたします、議第4号174番の5条申請にて、隣接する田の転用と所有権移転を計画されており、分筆登記をされ自宅への進入路としての申請をされたものです。

申請地の周囲は、道路、山林、宅地、雑種地ならびに申請人所有の田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、都市的整備がされた市街化が見込まれる区域内の生産性の低い農地であることから、農地転用が原則許可される第3種農地と判断されます。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、現況通路としての利用をせれており事業にかかる経費は不要であると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第4条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上4件、添付書類等確認いたしましたが、不備等なく考えますので、

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号168番および169番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員をお願いします。

●●番

●●

今事務局から説明がございました168番、169番でございますが、市道を挟みまして両側に該当します。事務局の説明のとおり特に問題はないと思います。面積が大きい169番は、宅地の隣にある畑でございまして、周囲を全部ブロック積みで囲っている状態で、外は水路になっておりまして、全く問題ないと思います。よろしく御審議の程お願いいたします。

会長

受付番号170番の案件につきましては、議席番号●●番 ●●委員をお願いします。

●●番

●●

170番の案件につきまして現地確認を致しました。特に問題はなかろうと存じます。詳細につきましては、ただ今事務局から説明いただいたとおりでございます。よろしく御審議願います。

会長

受付番号171番の案件につきましては、私から説明いたします。

状況は事務局の説明のとおりでございます。自宅に入る通路として使用するために転用されることになりました。境界も確定しており、問題ないと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

ないようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第3号 受付番号168番から171番までの各案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号168番から171番までの各案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議第4号農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号172番から174番までの各案件のうち、委員が当事者の案件が1件ありますので、先に審議をお願いします。

受付番号172番の案件を議題としますが、この案件については、議席番号●●番 ●●委員が当事者でございますので、農業委員会に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただき、関係事案終了後、入室着席していただきます。

議席番号●●番 ●●委員は、退席を願います。

(●●番 ●●委員退席)

会長 それでは、受付番号172番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可、この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等を伴う転用です。議案書は7ページを御覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は3件です。

172番は、譲受人が、専用住宅建築及び里道の付け替えのため、譲渡人2名が所有する馬場町地先の田3筆合計337.34㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は、現在馬場町に居住されておりますが、県の道路計画により住居を移転する事になり、現在の住居周辺で移転地を探していたところ、譲渡人から協力を得られる運びとなり、申請地を適地とし、専用住宅の建設を計画したものです。

計画では、木造2階建て住宅で、隣接農地との境界には重力式擁壁ならびにL型擁壁を施し土砂流出を防止し、雨水排水については、それぞれ道路側に浸透性溜め枡を設置し道路側溝に放流し、生活雑排水については、公共下水道に接続し放流する計画です。なお、市道から自宅への進入路の間に里道があるため、奥の農地の里道を確保するため、隣接する農地を分筆し、里道の付け替えを行います。

申請地の周囲は、道路、里道水路および申請人所有の農地であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、また、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地及び土地改良事業対象地ではなく、また、第3種農地に該当しない市街化が見込まれる区域で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資予定証明書ならびに公共事業資産の買い取り証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法29条が該当しておりますので同時許可となります。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号172番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番
●●

受付番号172番につきましては、ただ今事務局から報告がありましたとおり、水路等問題ないことを確認させていただきました。何卒御審議を賜りますようお願いいたします。

会長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問・意見なし)

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第4号 受付番号172番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、受付番号172番の案件は原案のとおり決定いたしました。

議席番号●●番 ●●委員の入場を認めます。

(●●番 ●●委員着席)

会長 引き続き、受付番号173番および174番の各案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 173番は、自動車販売ならびに自動車修理業を営む譲受人が露天資材置場とするため、譲渡人が所有の南山田町地先の田、現況雑種地の4筆、合計1,160㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、現在事業所に廃車車両や部品等を置き営業しておりますが、飽和状態となり、事業所の近くで廃車置場の用地を探していたところ、事業所から至近の申請地を譲り受けできることになり、申請地を適地としたとのことです。

なお、当該申請地については、労力不足から不耕作となり、昭和56年頃に造園樹木の仮置場として10年ほど土木建設業者に貸し、雑種地化してしまい、平成19年から譲受人に廃車置場として貸しており、現在に至ったとの顛末書の提出があり、今回改めて農地法の規定により許可申請をされたものです。

計画では、敷地内に約45台の廃車ならびに車体部品を置く計画であり、道路との段差を整地し、雨水排水については、現況を同じく、南側既設U字側溝から東側県道既設側溝に放流いたします。周囲は、道路、雑種地および宅地あり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから、第2種農地に該当します。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

174番は、譲受人が露天駐車場とするため、譲渡人が所有の追分五丁目町地先の登記地目が田ならびに山林、現況田の2筆、合計1,878㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。譲受人は社会福祉事業を営ん

でおり、隣地で運営している教育施設の駐車場が飽和な状態にあり、施設周辺で駐車場用地を探していたところ、隣接地の土地の所有者の協力が得られる運びとなり、今回の申請に至ったとのことです。

計画では、普通乗用車49台分の駐車区画を取り、開発区域周囲にL型擁壁を施し土砂流出を防止し、雨水排水については敷地内北側にU字側溝と会所柵を新設し、最終西側既設道路側溝に放流する計画となっております。

周囲は、道路、宅地、山林ならびに申請人所有の田であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

立地基準による判断については、申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であり、都市的整備がされた市街化が見込まれる区域内の生産性の低い農地であることから、農地転用が原則許可される第3種農地と判断されます。また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、現況通路としての利用をせれており事業にかかる経費は不要であると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上2件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

受付番号173番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番
●●

本件について申請者の関係者からも聞き取りおよび現地調査を行いましたところ、隣接農地は、ほ場整備の畑1筆のみでありまして、排水については既設の排水路がございますので、農地については支障がないと考えます。

ただし、排水先が県道の側溝以外は全て隣接者の土地にある水路に流される計画になっておりまして、今回の農地転用によって利用目的が変わることから、排水の流出先の水路所有者との協議が必要ではないかと考えております。これは農地転用だけで、都市計画法の開発行為に該当しないということを知っておりますので、排水計画が十分でないと考えたため、あえて意見を申し上げます。

御審議の方よろしくお願い申し上げます。

事務局

担当委員さんからも御説明がありましたとおり、盛土・切土が50cmご

ございませんので、開発調整課の要綱協議にもかからない案件となってきました、農地法上どこまで言えるかという法的な部分がございますが、申請者につきましては、転用目的が雑種地から正式に廃車置場ならびに廃車の部品の置場になるということから、排水につきまして地元の水利組合および生産組合に協議に行くよう指導はさせていただいておりますので御理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

●番
●● 排水が流れる先が個人所有の水路ですので、今回使用目的が廃車置場で、事故車等も含まれますので、ということは油も流れてくることもあると思っておりますので、十分に流出先の水路の所有者に承諾を得ていただきたいと思います。

事務局 今回、総会でこのような御意見を頂いたということを申請者に十分指導していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会長 これより、質疑に入ります。
ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●●番
●● 地元委員さんから御意見があった173番の件です。油の流出が懸念されるということですが、それに対して事務局は「伝えます」ということですが、同意書が出ない限りは許可しない条件付き許可になるのか、今回は保留になるのか、そのまま許可されるのか、どういうふうに議決をするのか分かりません。今のまま許可をして、事務局が指導したけど、同意書は出なくて、許可は下りているということにならないように、きちんとしておく方が良いと思います。

●番
●● 許可が下りた場合、今後油等が出たとしても農業委員会は関係ないのですね。どこがどのように対処するのか教えてください。矢橋町でも自動車置場で困っているところがあります。

事務局 173番の案件につきましては、先ほど御説明したように、顛末案件であり、現況が雑種地になり今に至っている状況でございます。現地等確認いたしました。雨水排水につきましては、自然浸透ならびに東側U字側溝から県道の側溝に流れると確認させていただいております。今後、転用目的によりまして、車の部品、廃車が置かれるということにして、油の流出先について

ては法的には御意見があったということをお伝えすることに留まると思いますが、現況と変わらない状況でありますので、今回申請を上げさせていただいたものでございます。

●番
●● 今の話ですと、法的な制約は何もかからないという受け止め方をしているのですが、今現在隣接の方や、そこから被害を受けるであろう方との間できちんと話がされない以上は駄目ですよ。そういう方向の指導はきちんとしてあげないといけないと思います。

●●番
●● こちら（農業委員会）ができなくても、開発調整の中で排水路の件についてはしっかり（指導）して、表の県道の方に出す。その中でおいても油を取る取水箱の設置も必要になるのかと思います。自然浸透でなしに、全部舗装しなさいという話で、水が確実に分離して排水できるような状態になることが必要ではないかと思います。逆にできなかつたら、開発調整課の方で助言していただくと立場が良いのではないかと思います。

事務局 開発調整課および建築課との3課協議の中で、盛土・切土が50cmないと開発の指導要綱にかからなくなってしまうのですが、開発調整課サイドとしましては、盛土・切土が50cmないにしても、1000㎡以上のものについては要綱にかかるように指導していくということですので、今後できるだけ農業委員会サイドだけでなく、市部局からも指導をできるような体制を整えてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

●番
●● 今、●●委員が言われたように開発許可担当部署でも縛れないならば、隣接とかそこを利用されている方々にきちんと言ってあげないと。

●●番
●● ましてや、顛末書だけでずっと放っておいて、今になってから開発は何もできないという形では問題かと思います。

●●番
●● 今の御二方の意見のとおりです。農業委員会はもっと威厳をもって、隣接の同意をもらわないと許可をしないのだというくらいのことをしないと（いけません）。開発の部署でチェックするから良いというのは（いかがなものか）。向こうは向こうでしたら良いと思うのですが、こちらはこちらできちんとやっていった方が良くと思います。

●番 余談ですが、行政指導というのはいい加減な事が非常に多いです。この問題だけでなく、他の色々な問題にしても、「指導しました」だけで済む場合が結構あります。その辺りを知らない人に教えてあげないといけません。農業委員会だけでなく、許可される部署はそれを念頭において作業していただきたいと思います。

●●番 ましてや、この方は成年後見人が付いておられますので、本人はその辺りが分からなくても、成年後見人の方が指導を受けて欲しいと思います。

●番 この方はおそらく現地のことはあまり分からないと思います。現在の所有者も分かりませんよね。だからいい加減に通ってしまう可能性もありますね。

●番 現状では用水路に油が流れる可能性があるのですか。

●●番 現実的に今までも（廃車等が）置いてあって、地下浸透という話ですね。

事務局 廃車にした車が一時的に置かれているということでございますので、必ずしもオイルが漏れている車ばかりではないと思います。舗装してあるところだったら流れて行って水路に入るかも分かりません。必ずしもオイルが発生することにはならないとは思いますが、土に浸み込んだら良いのかという話にはなりますね。

●番 矢橋でも河川にどこからか分からない油が流れてくるということがあります。消防署に聞いても原因が分からないということです。

●●番 農業委員会の立場としては言えないけれども、別の攻め方はできないのですか。会社だったら、産業廃棄物の中間処理等の資格を持っているかという方向で攻められないのかと思います。

●番 最初にきっちりしておかないと、町内でもゴミをたくさん投棄してあります。市に何回も指導に来てもらっても「やります」と言うばかりで撤去も何もしません。代執行もしないし、もの凄く迷惑を被るのです。現状そうなりかねない場所なので、最初に地権者さん、近隣の農地の方と納得いくまで話さないと、酷いことになりかねません。

●●番
●●

私の経験上から言いますと、言われている内容は来年問題が大きくなる可能性があります。工場をやっていると、開発にかかる物件だったら環境サイドで「油が流れる可能性があるので敷地内に油水分離槽を作りなさい」とかいう指導をしているのですが、多分浮いているだけの話なので、そこをどこまで強化できるかということだと思いののですが。現実から言うと周りの田んぼに油が流れたら都度指導するのですが、農業委員会の中で徹底できるかという法律上なかなかできないと思うのですが、そういう一言でも入れられると多少なりとも（違うのではないかと思うのですが）、強制力がどこまであるかということがありますが。最終的には苦情が出た時に担当部署が行って処理するというのが現状だと思います。事前に許可を下ろすことに際して、開発で縛れると一番良いのですが、難しいですね。現実的によくあるのが、許可だけ下ろされて、問題は後々大きくなるという可能性が十分にあります。

●番
●●

御確認させていただきたいのですが、用水路の水の行く先はどこですか。

複数の委員

川だな。

●●番
●●

用水路に入る可能性もある。

●●番
●●

県道の側溝に入れば川の方に行くと思います。それまでにぐるり配水管を入れておけば良い。

会長

皆さん、意見がありましたし、過去にも他で困っておられるところがあるということなので、今回は保留にします。保留にして各課ときちんと協議して、法律でどこまで強制力があるのか、地元の生産組合、町内会で動いておられるのかチェックしてもらいます。農業委員会として発言できることに限度があるかもしれませんが、本当に周辺に迷惑がかからない形で処理していきたいと思いのしますので、この件は保留で良いですか。

（ 異議なし ）

会長

173番については、次回にもう1回審査してもらいます。
174番の案件について御質問・御意見はございますか。

（ 質問・意見なし ）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第4号 受付番号173番の案件は保留とします。

174番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可につき、議決を求めることについて、174番の案件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議第5号農地買受適格証明書交付につき、議決を求めることについてを議題としますが、議席番号●番 ●●委員が当事者でございますので、農業委員会に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席していただき、関係事案終了後、入室着席していただきます。

議席番号●番 ●●委員は、退席を願います。

(●番 ●●委員退席)

会長

それでは、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第5号 農地買受適格証明書の交付について。今回、農地買受適格証明書の交付申請が1件提出されています。

この証明は、裁判所が行う競売や行政機関が行う公売に農地が付された場合に、入札参加者に対して実施機関が提出を求めるものです。

今回は、大阪国税局が行う公売ということになります。

事務の流れとしては、去る11月30日に大阪国税局から公告され、来る2月14日11時00分から11時30分までが入札期間となります。その入札に際し、この買受適格証明書が必要になります。その後開札が同日11時35分に行われるというスケジュールです。

ですから、入札希望者は今回の総会に諮る必要がございます。

公売入札の結果、落札決定されますと代金納付、続いて後日改めて審議いただいたのちに許可される予定の3条許可証を提出することによって所有権移転が可能になるというのが全体の大まかな流れです。

農地の公売、競売等が平成26年5月以来ということでございますので、

今期の委員さんは初めてだと思います。ここは農振農用地でございますので、3条の取得しかできません。白地の農地だと3条もしくは5条の申請が可能になる可能性があります。

この物件は1件の申請がありました。

それでは議題5号の案件の内容を説明いたします。

改めまして、今回の物件は、南笠町地先の田、1筆、380㎡です。農業振興地域内の農用地です。

No.1号の申請者は、草津市内において耕作をされておられます。

申請人の耕作面積は10,647㎡であり下限面積要件を満たしております。申請理由は農業経営の規模拡大のためとのことです。

耕作の状況を見ておりますと農地法第3条第2項各号にも該当しないと判断できますことから、許可要件のすべてをみたまものと考えます。

この手続きで入札をされまして、その方に決まりますと、また改めて3条の申請が出されます。以上でございます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●●番
●●

申請人はこの方だけですか。他の農業委員会から出てくることはあるのですか。

事務局

その土地がある農業委員会が証明します。

●●番
●●

分かりました。

(質問・意見なし)

会長

ないようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第5号 農地買受適格証明書交付につき、議決を求めることについて、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第5号 農地買受適格証明書交付につき、議決を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

議席番号●番 ●●委員の入場を認めます。

(●番 ●●委員着席)

会長 次に、日程第9 議第6号農業委員会等に関する法律の改正に伴う関連規程等の整備につき、議決を求めることについて、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局長 昨年度当初から新農業委員会制度の体制について検討をいただいております。農業委員の定数が14人、推進委員が10人、また、委員の報酬については、昨年の12月議会で提案をさせていただいて12月16日の閉会日で議決をいただいております。条例関係の詳細、規則、規程、要綱等について一括して審議をお願いしたいと考えております。

(資料に基づき説明)

- ・草津市農業委員会の委員選任の手続きに関する規則について
- ・草津市農業委員会の委員募集要項について
- ・草津市農地利用最適化推進委員選任の手続等に関する規程について
- ・草津市農地利用最適化推進委員募集要項について
- ・草津市農業委員会規程について
- ・草津市農業委員会事務局規程について
- ・草津市農業委員会会議規程について
- ・草津市農業委員会運営委員会設置要綱について
- ・草津市農地利用最適化推進委員会運営要綱について

これらにつきましては現在、規程・法令等の所管部門でございます総務課の方に決裁が回っております。制度の中身そのものを向こうで直すことはないのですが、表現等は一部修正等があるかもしれません。こういう形で規則等の設置、改正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

会長 以上でございますが、御質問はございますか。

事務局長 細かい規定の様式等は今日初めて見ていただくものですが、内容につきま

しては、今までの会議の中でお諮りしてきたことでございます。

会長 12月16日に議会を通していただいて、事務局で規程を作っていただきました。今日、お諮りをして、質問があれば事務局に直接お聞きしていただくという形よろしいですか。

(異議なし)

会長 採決に入ります。ただいま議題となっております議第6号について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第6号 農業委員会等に関する法律の改正に伴う関連規程等の整備につき、議決を求めることについては、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後3時30分

草津市農業委員会会議規則第18条

第2項によりここに署名する

平成29年1月10日

会 長 宇野 敬造 _____

署名委員 岸本 勇喜雄 _____

署名委員 今井 孝三 _____